平成２３年（フ）第７８６号
広島市西区田方２丁目21番１―709号
破産者　株式会社ビルボード
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７号
香川県三豊市三野町吉津乙1599番地１
破産者　ガスケン工業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２８８号
北海道稚内市富岡４丁目６番12号
破産者　有限会社こくしん工務店
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１１号
北海道旭川市東旭川町豊田568番地２
破産者　有限会社卓建工業
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見原4666―2057
破産者　株式会社中村製作所
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９号
茨城県つくばみらい市伊奈東80番174
破産者　有限会社小川インテリア
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７２８号
東京都八王子市丹木町３丁目103番地１サンハイツ107号、開始決定時の住所東京都昭島市田中町４丁目２番１―207号
破産者　吉澤　　功
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２９号
東京都昭島市田中町１丁目35番９号栗の沢ニューハイツ202号、開始決定時の住所東京都昭島市田中町４丁目２番１―207号
破産者　吉沢　久里（旧姓吉澤）
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１５４号
東京都多摩市永山１丁目３番地の３
破産者　有限会社デイトライン
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１５５号
岩手県盛岡市菜園１丁目12番６―301号、開始決定時の住所東京都多摩市永山１丁目３番地の３プラザ永山807
破産者　船木　　哲
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０１号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目28番７―304号メゾンＭＥＧ
破産者　伊久惠美子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
岐阜県大垣市荒尾町1170番地８
破産者　アットビューチェン株式会社
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
静岡県焼津市上小杉字大久保511番地
破産者　有限会社宏進精機工業
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１５号
静岡市駿河区大谷3663番地の９
破産者　東海断熱株式会社
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３号
静岡県富士市水戸島２丁目22番３―６号、前住所静岡県富士市本市場21番地の３
破産者　鬼頭　秀雄
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１３８号
静岡県富士市岩本124番地の７
破産者　株式会社東京技研
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４０５号
静岡県浜松市東区半田山６丁目12番５号
破産者　有限会社ソーイング礼
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
愛知県豊橋市西幸町字幸136番地の18
破産者　マサカツ鉄工所有限会社
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０１号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3247番地
破産者　濵口　亮二
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
三重県伊勢市二俣３丁目３番31号、申立時の住所青森市第二問屋町４丁目６番５号
破産者　中條　幸洋
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
滋賀県甲賀市水口町朝日が丘６番50号
破産者　株式会社太陽舎
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
島根県邑智郡邑南町中野2506番地
破産者　片桐　達夫
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部